

「不適正排出の改善に向けた行政指導の実施について（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和2年11月25日（水）～令和2年12月24日（木）

2 意見の件数 10件

3 意見提出者数 8人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	2人	5人	1人

5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	全般に関する意見	5件
2	その他の内容に関する意見	3件
3	パブリックコメント手続きに関する意見	2件
	合計	10件

※ご意見を踏まえ、修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当
0467-82-1111（内線 1222）
e-mail: shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■全般に関する意見（5件）

(意見1)

ごみ収集有料化にともない「不適正排出者」を特定するためにごみ袋を開封して調査することは、不当にプライバシーを侵害する危険があると思います。さらに慎重な検討をお願いします。現時点での導入には反対です。

いわゆる「不適正排出者」になってしまう人には、さまざま事情や可能性が考えられると思います。かならずしも意図して「不適正」に排出する場合だけではないと思いますが、市の方針では想定されるケースの検討が不足していると思います。想定されるケースを具体的に網羅し、とりあつかう可能性があるプライバシーにかかわる内容物と、排出者への可能な対応を十分検討したうえで、結論を出すべきです。そしてもし以下のような場合に、不当にプライバシーを侵害する可能性が少しでも残されるなら、ごみ袋を開封して調査すること自体を断念すべきだと思います。

たとえば、他の自治体や外国から茅ヶ崎市に転入してきた方が、市のごみ収集方法を十分知らないで「不適正」に排出する場合があります。知らないことの原因がもし情報を伝える側にあるとすれば、ごみを開封されプライバシーを侵害されることは理不尽です。100%伝えきる自信が市にあるのでしょうか。開封してそのごみの排出者へたどりついたとして、市はその方に情報をちゃんと伝えていたと胸を張って言えるのでしょうか。ホームページに出しているとか、収集場所に日本語で掲示しているとか、チラシをポスティングしてあるというだけで、その方が市の方針を知らない状態で市がその方のごみを開封することによりプライバシーが侵害されることはないと言いきれるようにできるのでしょうか。もしそれが言いきれないなら、ごみを開封することは現時点では方針にすべきではないと思います。

また、最近転入してきたわけではなくずっと住んでいる方でも、自治会に加入していない方がいます。そういう方へ情報を伝えきれるのでしょうか。他の自治体で、賃貸の集合住宅への情報伝達が大きな課題になっている例もあるとききます。茅ヶ崎では伝えきれるのでしょうか。

いままでごみは無料でした。そして、規則を守って出していれば開封されることはありませんでした。そこへ有料の袋に入れなければならないという新たな規則を追加して、かつ違反が続けばその排出者へペナルティーを科すことにし、そういう常習の不適正排出者を特定するためには最初から開封しなければならないと、もし市の情報伝達が不十分なため結果的に不適正にごみを出してしまった方のプライバシーが侵害されることになってもしかたがないと市は考えるのでしょうか。それは道理にかなっているのでしょうか。そういう事例は絶対に発生しないという保証はつくれるのでしょうか。

それらの慎重な検討なしにごみ収集有料化にともない「不適正排出者」を特定するためにごみ袋を開封して調査することは反対です。

(意見2)

ゴミの不適正排出について、確かに時々気になることはありますので、その対策を考えていただくのは結構なことだと思います。

しかし、地域住民の相互監視を求めるようなこと、ましてゴミ袋を開封して当事者を突き止めるようなことは、問題だと考えます。

住民を分断し、息苦しい社会になるのではないかと心配です。

もっと別の方法を探るべきではないでしょうか。

(意見3)

1 個人を特定し勧告していく過程で、近隣への聞き込みは大変危険を感じます。住民間の差別や選別が広がり、コミュニティを壊すことにつながると思います。

2 個人の不適正排出は具体的に量としてどれくらいでしょうか。事業所や法人などが圧倒的に多いのではないのでしょうか。適正に行っているところを優良事業所などとして評価する方向の方がいいと思います。

3 啓発については、子どもの頃からの教育に力を入れることが必要。罰する考え方ではなく廃棄物の処理が必要な意味、ルールがいかに大事かの教育をしていくことを願う。

4 自治会など地域での啓発事業に重点を置くことが大事です。素案の内容は不正摘発などの行為による住民の分断を招くようなルールを作ることになります。

5 NHKのドキュメンタリーで「ごみ収集員」をプロの流儀で放映されましたが、ごみ収集車と従事する人への配慮も必要です。摘発や厳罰化が横行すると、職業への偏見にもつながります。

6 以上の点から、調査で地域住民への聞き取り調査は反対です。

(意見4)

不適正排出のゴミ袋の開封は反対です。不適正ゴミでも開封はプライバシー侵害です。施行後、実態を調査してみることが先です。その後、様々な手段での啓蒙をしても不適正なら放置するしかないのではないのでしょうか。そもそも、有料化自体が疑問です。減量化につながるのか、その検証を必ずしてください。

(意見5)

⑦行政指導指針、不適正排出となる行為、等々もっと説明してほしいです。

⑧行政指導指針(不適正排出となる行為)これまで変わらないと思いますが、どこか変更があるのでしょうか。

⑨これまでも不適正排出してきた地域や個人に啓発・PR・指導等実施してきたのですか。

⑩これまでも長年市は不適正排出と思われる件どうして改善できずにいたと思います。

- ⑪パブコメする意味も分かりません。
- ⑫環境指導員、市の関係機関、地域住民関係者は何をしてきたのですか。
- ⑬これまでもパブコメや意見交換会を実施してきたと思います。⑪パブコメ実施の意味分からず記しました。
- ⑭今まで市に相談しても改善●と等々の説明があつたり無回答だつたりと思う。そのことも改善して欲しいです。
- ⑮各市排出基準異なります。十分なPR啓発も望む。

(市の考え方)

以前より、市には不適正排出に関する市民の皆様からの苦情や相談が日々多く寄せられている状況となっております。

また、本市では、市民生活に密接に関わるごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくために、市民一人ひとりが分別区分や排出方法を徹底し、ごみを減量していかなければならない状況にあります。

不適正排出については、単に分別区分や排出方法を間違えた排出だけでなく、決められた集積場所以外の集積場所への投棄、危険物や有害ごみの排出、家庭系ごみと偽った事業系ごみの排出等、様々な状態のものが存在します。こういった不適正排出により、一部の地域においては、通行への支障、鳥獣被害やそれに伴う悪臭の発生、景観の悪化等、地域の生活環境や公衆衛生に影響を及ぼす事態が発生していることに加え、火災の発生等、収集を行う車両や職員の安全を脅かす事態も発生しております。

このような状況を踏まえ、これまで市では、自治会や小中学生等の幅広い世代の方々を対象に様々な媒体や機会を通じ、分別方法等について周知啓発を行うとともに、不適正排出の対策として、啓発シールの貼付や看板の設置等の方法により改善に努めてまいりました。また、環境指導員をはじめ、自治会の皆様の日々のご尽力により不適正排出の未然防止、集積場所の適正管理や地域の美化清掃に努めていただいているところです。しかしながら、不適正排出を解消し地域の生活環境や公衆衛生の改善を図るためには、これまで実施してきた取組だけでは不十分であり、排出者に対し必要な措置を講じる必要があることから、今後は、不適正排出者を特定するために必要な調査等を新たに実施したいと考えております。

いただいたご意見のとおり、調査については、個人のプライバシーや近隣住民の関係性に大きく影響を及ぼすものであることから、市としても十分に配慮し、慎重に実施すべきであると認識しているところです。聞き取り調査や開封調査は、不適正排出が継続的に発生している場合で、かつそれが地域の生活環境や公衆衛生を損なう排出、著しく不適正な排出等である場合に限り実施するものであり、適正な排出物や単に分別区分等を間違えた排出物を対象に調査を実施することはありません。

また、調査を実施する前には、地域へのチラシ等の配布や回覧により、分別区分等に関する周知や不適正排出の再発防止に関する啓発を十分に行うことで、分別区分等を把握していない転入者や自治会未加入者等に適正な排出を促すとともに、不適正排出が改善されない場合には調査や改善勧告を実施する可能性がある旨、情報提供を行ってまいります。

調査や改善勧告については、あくまでも、公共の福祉の観点から、不適正排出により損

なわられている地域住民の生活環境や公衆衛生の向上を図ることを目的として、必要最小限の範囲で実施するものであり、市民一人ひとりが分別区分等を徹底し、ごみを減量していかなければならない本市の実情を踏まえ、必要な取組である旨、ご理解くださるようお願いいたします。

■その他の内容に関する意見（3件）

（意見6）

茅ヶ崎市は2022年4月からごみの有料化を検討していますが、そのことに伴い、不適切排出者を特定するために排出されたごみ袋を開けて排出者を特定することを条例に加えるとのことですがこのことには反対です。もともと市民から出されるごみは無料で回収すべきものと考えます。が、市民の反対意見を受け入れず、強行するならせめて戸別収集を行うべきです。藤沢市は有料化に伴って戸別収集していると聞いていますが、藤沢市で出来て茅ヶ崎で出来ないというのは納得できません。

（市の考え方）

ごみ有料化の実施に伴い懸念される不適正排出の対策として、戸別収集は有効な施策であると認識しているところですが、本市においては、将来必要となる焼却灰の処理や施設整備のための財源を優先的に確保しなければなりません。戸別収集については、現行の収集体制を大きく変更することに伴い、多額の経費が必要となり、経費を賄うための財源を確保することができないことや、戸別収集の実施を望まないといった市民の意見も一定程度存在することから、現段階では導入を見送ることといたしますが、今後の高齢化の進展や戸別収集を希望する市民ニーズを考慮し、ごみ有料化による減量効果の検証作業と併せ、引き続き検討してまいります。

（意見7）

このたびの”ごみ不適正排出対応策”として、不適正行為者への指導・改善策実施の手順や実施者を規定されることに期待し、日ごろごみ収集後の残置不適正物への処置窓口なども明らかになることを期待します。

ただ、今後の実施状況にあって、表面化する事項へのご準備願いたきことは、

1 ごみ集積場所の適正化推進について

私はマンション住まいにて施設管理ルールもありますが、茅ヶ崎市の場合（他市に比べて）一般ごみ集積所や収容ボックス或いは道路脇など未整備なところもあり、今後分別収集が強化され不適切物の残置への対応のこともあり、今一度集積場所整備への対応もお願いします。

2 集積場所以外への廃棄物投棄課題として

(A)茅ヶ崎市の場合、日ごろから改善を切望する問題として、相模川・小出川など河畔

地の土地など占有・利用者が明確で無く、また茅ヶ崎市政の管轄部署が不明確にて、長年放置されており、この際にクリーン作戦の実行を切望します。

(B) 放置ごみ取締り対策として、”警察に情報提供して罰則”と規定されていますが、茅ヶ崎警察署（市民安全課）では、従前から市民からの要請以外に茅ヶ崎市役所からの指摘要請或いは実施協力が期待されてありますこと、ご参考に供します。

(意見8)

ゴミの問題は、地域につながる重要な問題です。

集積所の近くで生活している人々が被害者となるマナー違反は厳しく指導すべき問題と思います。また、違反現場にいたとしても、人間関係への影響を考えると第三者が介入して指導対応していただきたく、配慮いただきたくお願いいたします。

(市の考え方)

不適正排出や不法投棄を解消するためには、自治会をはじめとした地域の皆様や国県、警察等の協力が重要となることから、引き続き、関係団体の皆様と連携しながら取組を進めてまいります。

■パブリックコメント手続に関する意見（2件）

(意見9)

①パブリックコメント（意見募集）例年もこの（当）時期6，7，8件ちょっと多いのではと思う。

②これではパブコメの意味もなくなってしまうのでは。

③それは当自治基本条例や市民参加条例にも反さないでしょうか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見10)

- ④当パブコメの啓発（PR）も少なかったのでは。これではパブコメ応募者も少なくなると思う。
- ⑤新型コロナウイルス感染症により多くの講座等が中止等となるなか、当パブコメ実施にもっと工夫できなかったでしょうか（延期も含め）。
- ⑥ユーチューブ配信あったとしてもデジタル（ユーチューブ）等しない市民（国民）1～2割（10%～20%）その人に配慮してパブコメ実施してほしいです。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。